

高齢者虐待防止ネットワーク運営推進事業実施要綱（一部抜粋）

第1 目的

高齢者が地域において尊厳を保ちながら生活していくために、高齢者虐待の防止に対する啓発普及と虐待防止ネットワークの構築を促進することで、高齢者虐待防止及び養護者の支援に関する体制整備を図ることを目的とする。

第2 実施主体

新潟県（本庁及び地域振興局健康福祉（環境）部）

第3 事業の内容

1 高齢者虐待防止普及啓発・体制整備事業（地域振興局実施事業）

地域における様々な関係者や一般県民に普及啓発事業を行うことにより、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止ネットワークの構築を促進する。

（1）高齢者虐待防止サポーター育成事業

ア 対象者

介護保険サービス事業者等

（例）居宅介護支援事業所、介護サービス事業所

イ 実施内容

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するとともに、日常的に高齢者や養護者・家族との接する機会を通じて、早期発見と適切な対応を図る知識及び技術を習得する研修

（2）ご近所安心見守り隊講座

ア 対象者

一般県民

（例）民生委員、自治会、家族会、老人クラブ、ボランティア団体

イ 実施内容

生活に密着した位置から高齢者の生活の変化に気付き、高齢者虐待を早期に発見するとともに、見守りを続ける意義を理解し適切な対応法を身に付けるための研修

（3）高齢者虐待防止ネットワーク運営推進協議会

虐待の予防や専門的な対応等について、関係機関の連携を図り地域における高齢者虐待の課題を整理し、広域的な地域支援体制を整備する。

構成メンバー 行政職員、民生委員、介護従事者、医師会、警察、医療機関、権利擁護団体等